（防衛省の所管に属する物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告に関する省令の一部改正）

第十五条　防衛省の所管に属する物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告に関する省令（平成二十七年防衛省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別記様式第１（第１条関係）

年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名　　印

使用状況報告書について

防衛省の所管に属する物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告に関する省令（平成２７年防衛省令第６号）第１条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　民間海外援助事業（以下「事業」という。）の概要

２　譲与を受けた物品（以下「物品」という。）の概要

物品の名称	規格等	数量（単位）	譲与を受けた年月日	使用者	備考

３　事業における物品の供用の状況

物品の名称	事業名	供用の状況	供用開始年月日	備考

４　物品を他の者に譲与した場合においては、民間海外援助団体から譲与を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）並びに譲与の理由

添付資料：１　物品が供用されている事業の現況写真（供用の状況の確認が可能なもの）
　　２　事業が実施されている地域への物品の輸出の事実を証明できる書類

（記載要領）
１　「３　事業における物品の供用の状況」の「供用の状況」の欄には、事業との関連性を明確にした具体的な説明を記載すること。
２　各「備考」の欄には、参考となるべき事項を記載すること。

改正前

別記様式第１（第１条関係）

年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名　　印

使用状況報告書について

防衛省の所管に属する物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告に関する省令（平成２７年防衛省令第６号）第１条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　民間海外援助事業（以下「事業」という。）の概要

２　譲与を受けた物品（以下「物品」という。）の概要

物品の名称	規格等	数量（単位）	譲与を受けた年月日	使用者	備考

３　事業における物品の供用の状況

物品の名称	事業名	供用の状況	供用開始年月日	備考

４　物品を他の者に譲与した場合においては、民間海外援助団体から譲与を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）並びに譲与の理由

添付資料：１　物品が供用されている事業の現況写真（供用の状況の確認が可能なもの）
　　２　事業が実施されている地域への物品の輸出の事実を証明できる書類

（記載要領）
１　「３　事業における物品の供用の状況」の「供用の状況」の欄には、事業との関連性を明確にした具体的な説明を記載すること。
２　各「備考」の欄には、参考となるべき事項を記載すること。